

【 検 査 】

256 骨粗鬆症疑いに対する I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX) の算定について

《令和 6 年 7 月 31 日》

○ 取扱い

骨粗鬆症疑いに対する D008「25」I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX) の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

骨粗鬆症は、既存骨折の有無及び骨量測定による骨密度で診断される。一方、骨代謝マーカー（I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX) など）は骨密度とは独立した骨折の予測因子で、骨粗鬆症の診断後、薬物療法の必要性や薬剤選択に役立つとされ、薬剤治療効果の判定にも用いられる（骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン 2015）。

I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX) については、厚生労働省通知[※]に「原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回、その後 6 月以内の薬剤効果判定時に 1 回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後 6 月以内に 1 回に限り算定できる。」と示されており、骨粗鬆症に対しては、当該疾患の診断確定後、薬剤治療方針の選択時、薬剤効果判定時、薬剤治療方針変更後に算定できるものである。

以上のことから、骨粗鬆症の疑いに対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について